

# (公財)ひろしまこども夢財団イクちゃんネット 広告掲載業務委託に関する仕様書

## 1 委託業務名

公益財団法人ひろしまこども夢財団イクちゃんネット広告掲載業務

## 2 主な仕様

### (1) 広告の種類

- ・バナー広告とする。

### (2) 広告掲載の位置等

- ・掲載するホームページ等  
当財団が公開・管理するホームページ  
(名称「イクちゃんネット」<https://www.ikuchan.or.jp>)
- ・掲載の位置及び広告の枠数  
財団が指定する広告枠の位置は、「イクちゃんネット」で確認するものとする。  
広告枠数は、原則として最大6枠とする。

### (3) バナー広告の規格

大きさ	縦:70ピクセル×横:250ピクセル
形式	J P E G ・ P I N G ・ G I F (静止画のみ)
データ容量	50キロバイト以下

## 3 業務内容

- (1) イクちゃんネットに表示するバナー広告の広告主の募集、調整、バナー広告の作成等に関する一切の業務とする。
- (2) 契約期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。
- (3) バナーの掲載期間は、原則として6か月(一期)単位とし、各期の掲載期間は次のとおりとする。
  - ・第30期: 令和8年4月1日から令和8年9月30日まで
  - ・第31期: 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
- (4) バナー広告の広告主の募集及び広告バナーの作成等について、「公益財団法人ひろしまこども夢財団イクちゃんネット広告掲載要綱」、「公益財団法人ひろしまこども夢財団イクちゃんネット広告掲載要領」に基づいて業務を行い、これらに定めのない事項等疑義が生じた場合は、財団と協議のうえ、財団の指示によりこれを行うものとする。
- (5) 広告の掲載料は当該業務を実施する委託事業者が定めるものとする。
- (6) 広告主の選定に当たっては、掲載を希望する者の広告バナー案及びリンク先をとりまとめ、速やかに財団に承諾を求めなければならないものとする。
- (7) 広告バナーの原稿は、速やかに電子メール若しくはCD-R等の電子記録媒体により財団に提出するものとする。
- (8) 当該業務の契約金は、財団が発行する請求書に基づき、財団に支払うものとする。

#### 4 イクちゃんネットの月間表示回数（令和7年4月～令和8年2月平均）

広告の掲載位置	トップページの表示回数／月
「イクちゃんネット」トップページの財団が指定する広告枠	6,958回／月

※サイト全体の表示回数 122,013回／月

※表示回数はホームページ、携帯サイト及びスマートフォンサイトの合計値であり、媒体別の数値は算出できない。

#### 5 事業者募集参加申込書に添付する見積書（別紙様式）の記載内容

- ・消費税及び地方消費税を含む金額とし、かつ、消費税及び地方消費税を明記すること。